

ボアソナード答問録についての試論

阪上, 脩

(出版者 / Publisher)

法政大学教養部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政大学教養部紀要. 外国語学・外国文学編 / 法政大学教養部紀要. 外国語学・外国文学編

(巻 / Volume)

36

(開始ページ / Start Page)

21

(終了ページ / End Page)

33

(発行年 / Year)

1980-02

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00005311>

ボアソナード答問録についての試論

阪 上 脩

ボアソナード答問録というのは、明治8年4月15日から同9年2月24日にかけて法律制定に関して政府からボアソナードに多くの質問が出され、それに対してボアソナードがフランス語で答えたものを筆記したノートである。ボアソナードが日本に来たのは明治6年11月で、翌年4月から司法省法学校で講義をはじめている。当時政府は早急に法律を制定せねばならなかったため、この答問録に見られるような質問をボアソナードに出したのである。ボアソナードはそれらの質問に逐一答えており、それがこの答問録に記録されているのであるが、ボアソナードが自らペンをとって書いたものではなく、おそらく日本人が書いたものであろう。その筆記者名はしるされていない。またどういう方法で筆記されたか、口述筆記か、あるいはボアソナードが走り書きしたものを写したのか、などはわからない。しかしこれに関してはノートを詳細に検討することである程度推察がつき、また誰が書いたかはわからないまでも、書いた人がどの程度のフランス語知識をもっていたかはわかる。そしてそれは明治のはじめごろ日本人がフランス語をどのように理解していたか、外国語に出あった際にどのように対処していたか、などを知る手がかりとなる。明治初期の日本人の書いたフランス語というのはほんのわずかしか残っておらず、このノートは手書きである点でも、当時これを書いた人の手の動きまでがつかわるようで、誠に貴重な資料といわねばならない。

I

この答問録は、ボアソナードの述べるところを筆記したものか、あるいはボアソナードが書いたものを筆写したか、という問題であるが、これについては口述筆記したものを清書したのではないかと推察できる。何故かという点、答問録のフランス語には、フランス人ならばおかさないような誤りが多くあり、もしボア

ソナードが書いたものを筆写していれば、このような誤りは起らないといえる例が多く見られるからである。例えば *la action il ne y a*,¹⁾ 等々。ポアソナード自身がペンを取って書いていけば、*la action* とか *il ne y a* と書くとは考えられず、筆記した日本人がこう書いたのだろう。

また Marsangy 判事という人名を *mensonge* 判事と誤記しているところもある。²⁾ これなどあきらかに聞き取りの誤りであり、ポアソナードはこの人名の綴りを示さなかったらしく、またあとで筆記録を点検してもいないらしい。点検して *mensonge* 判事に気づいていれば、これはいわば“うそつき判事”ということになるので、これを訂正せずにそのままにしておくことは腑におちない話である。

つぎにこれを筆記したのは誰かという問題であるが、まずポアソナードが話すことを聞き取り筆記した人がおり、つぎにそれを清書した人がいると考えられる。非常にきれいなそろった書体で書かれており、いわゆるペン習字の手本のような字である。さらに数字の4などはヨーロッパ式に書かれており、おそらくヨーロッパ人の筆記体を練習した人が書いたものと思われる。当時の仏語塾の授業課目にフランス語の書き方というがあるので、ちょうど毛筆の手習いのように練習したのであろう。

最初に聞き取りをした人と清書をした人とは別人ではないかと考えられるふしがある。聞き取りをした人は、フランス語を聞くのに慣れた人であり、しかも法律用語の知識のある人である。フランス語に耳が慣れているということは、既にフランス留学の経験がある人ではないかと考えられる。当時明法寮でジュール・ブスケの講義を聞いた人は大勢いたが、その人達もポアソナードの講義を聞いたときには、ついて行くのが大変だったというようなことが語られている。(加太邦憲「自歴譜」) ブスケの講義は、ノートが準備され、順を追って理路整然と述べられたのに対して、ポアソナードはノートも持たずに教場にやって来て、教壇に立つや立板に水を流すが如くゆうずうむげに話を進めたので、ついて行くのが大変だったようである。

このような事情から推してこの答問録の質問に対しても、ポアソナードはかなり速いスピードでつぎつぎと答えていったものと思われる。したがってそれを筆記した人は、既にフランスに留学して法学の講義を聞いた経験のある人と考えられる。となるとやはりポアソナードにつきそってフランスから帰って来た名村泰蔵があげられる。たとえば拷問廃止の建白書に関する逸話³⁾などはそれを示すも

ので、ある日ポアソナードが司法省学校に講義に行く途中裁判所で拷問をしている現場を見て驚き、それをやめさせようと役人に向かってフランス語でまくしたてたが、役人は何事かさっぱりわからず、そこへ名村泰蔵が通りかかり、やっと話がわかったという逸話が残っている。これがきっかけとなって拷問廃止の建白書が出されることになるが、この話には続きがある。ポアソナードはその日教室へやって来るや興奮した面持ちで早口でまくしたて、生徒はしばらくの間さっぱりわけがわからず、大分たってからやっと拷問について何か話していることがわかったというようなことが当時の生徒の杉村虎一によって語られている。この話から推量しても、司法省法学校の生徒はこのノートに書かれてあることを聞き取り筆記するだけのヒアリングの能力はなかったのではないかと思われる。普通の日常会話が聞き取れても、法学の講義を聞き取るとなると話は全然別である。日常会話の出来る人でも法学の講義に慣れていなければ、このノートに書かれていることをフランス人が話すのを書き取ることはできない。

以上の考察から、ポアソナードの述べるところを筆記した人は、フランス語にも慣れた人で、法学の講義もわかる人だということになるが、それではこの答問録はその人によって書かれたのかというところではないと思わせるふしが数々ある。

まず筆写した日付が書いてあり、さらに再筆写した日付がついているのもある。そして最初に筆写してから半年以上もたって再筆写しているのもある。それらは実にそろった字で書かれているのであるが、大変初歩的な誤りが多く見られる。ét と書くべきところを en と書いたり、sont と書くところを ont⁴⁾ と書いたり odieux を adieux⁵⁾、vue を vice⁶⁾、au を un⁷⁾、du を ou⁸⁾、nuit を unit⁹⁾、des を ses¹⁰⁾、de を le¹¹⁾ 等々。これらは急いで書いたためにうっかりミスをしたというには余りにもきちんとした書体で書かれてあり、ちょっと読み返せば初級文法の知識ですぐわかる誤りである。これらの誤りから考えると筆写した人は内容を余りよく理解していなかったのではないかと思われ、さらにフランス語文法の知識も欠けていたのではないかと思われる。一方 jamais を japonais¹²⁾ と書く人だから、japonais というフランス語は知っていた。しかし jamais と書くべきところを japonais と書いたのでは全然意味が通じない。したがって文全体の意味を考えてはいなかったのではないだろうか。また聞き取りをした人はこのノートを点検していないと思われる。ポアソナードもこのノートに目を通してはいない。もしポアソナードがこのノートを点検していれば、このような多くの誤

りをそのままにしておくというのは、大変腑に落ちない話である。

しかし「急いだために再読せず」という注記のついている章(第36章)もある。とすると他の章は再読されたのかということになるが、到底再読されたとは思えない。拷問廃止に関する建白書だけはポアソナード自身が読み返し、誤りを直した形跡がある。ノートに別人の書体で書き入れがあり、誤りも少ない。

のちに刑法草案を起草した際は(明治8年9月)ポアソナードがまずフランス語で起草し、鶴田、平賀、藤田、名村、目谷などの取調係が翻訳し、委員総会でこれを討議し、再びポアソナードに起草させるという方法をとっている。¹³⁾したがってポアソナード自身が書いているのであるが、この答問録はポアソナード自身が書いたものを写したものではないことは先に述べた通りである。

明治13年にはじめられた民法の起草に際しては、「本業は仏文をもって起草すべし」と民法編纂局第一課の任務にあるように、まずポアソナードがフランス語で起草し、箕作麟祥、黒川誠一郎、磯部四郎の三人の第一課分任員が翻訳整理にあたり、翻訳された草案を討議員が討論した。¹⁴⁾

「ポアソナードの起草した草案は、でき上るごとに、火・金曜の両日に討議員と分任員の会議に付せられることになっており……ポアソナードによれば、最初のうちは、毎回できた条文を会議に提出し、くわしく口頭の説明をしていたようであるが、討論にはいちいち通訳を要し、また会議録も不備で正確な記録が残らないため、しばらくしてこの方式は捨てられた。かわってまずポアソナードがあらかじめ条文とその注釈を起草し、それを分任員が翻訳・印刷して会議に配布する、というシステムになった」

以上の作業から見てもわかるように、刑法草案も民法草案もすべてポアソナード自身がペンをとって書き、それを翻訳し、検討するという方法をとっている。ところがこの答問録においては、そのような方法がとられたとは思えない箇所があることは先に述べたとおりである。

この答問録を清書した人としては、加太邦憲が考えられる。加太は司法省法学校でポアソナードの講義を聞いた一期生であり、のちに「法律大意講義」を筆記している。またこの一期生のなかには、のちに刑法の講義の筆記録を明治10年に「刑法撮要」として刊行し、同年「自然法の講義」を刊行する井上操がいる。そのフランス語ノートとこの答問録とは書体が大変似ており、したがってこの答問

録も井上操が書いたという推定も可能だが、そのきめ手となる「自然法の講義」ノートの筆記者が井上操だという確証がないのである。「自然法の講義」のノートは、ポアソナードの司法省法学校における開講の辞にあたるもので、第一回の講義は翻訳されて当時の法学雑誌に転載された。そして第二回の講義の筆記録が現在残っているもので、これは上質のノートにそろった書体でペンで書かれている。これらの講義はのちに「自然法の講義」という書名のもとに翻訳刊行され、大変な売れ行きを示した。その訳者は井上操なのだが、翻訳のもとになったノートの筆記者が井上操かどうかはきめ手に欠けるのである。そこで推定すれば、ポアソナードの第一回講義には、司法省法学校第一期生以外に、名村泰蔵をはじめ、フランス留学から帰ってきた人達も出席し、ノートを取ったにちがいない。そしてその走り書きのノートをもとに定本ともいべき「自然法の講義」ノートが清書され、それが現在残っている講義録ではないだろうか。この「自然法の講義」ノートはフランス語に堪能な人が点検したらしく、誤りも少い。ポアソナードが話すスピードで筆記して行ったとすれば、極めてフランス語の達者な人と言わねばならない。

この答問録には、「井上氏の質問に対する答」と題する章があり、井上氏というのは井上毅であるから、この答問録も井上毅が書いたのかもしれないという推定もあるけれども、国学院大学に残る井上毅のフランス語の筆跡とこの答問録の筆跡をくらべてみると、専門家に筆跡鑑定を依頼するまでもなく、その違いは歴然としている。

さらに井上毅は、忙しかったためにこの種の外国語文書を原文では読まず、誰かに翻訳させて、目を通していたということである。¹⁵⁾ では当時この答問録を翻訳したのは誰かという、これも翻訳者名が記されていないのでわからない。国学院大学図書館に所蔵されている「ポアソナード答議」のなかには、井上毅自身が翻訳したものと、大森鍾一が翻訳したものと報じられているが、それらはこの答問録には入っていない。¹⁶⁾

しかしこの答問録は翻訳されて現在もそれが残っている。木野主計氏は、翻訳者としては渡正元、股野琢、鶴田皓、名村泰蔵、山崎直胤が考えられるがそれを確定することは不可能であったと書いておられる。¹⁷⁾ ところで翻訳の際にこの誤りの多いフランス語をどう解釈したかという疑問が出て来る。意味不明の箇所もあるので、それをどう訳したかということである。ここでやはり清書されたもの以外に筆記録があり、翻訳はそれをもとになされたという推定が出て来る。ポア

ソナードが口述するところを筆記した人は、それを自分で訳し、清書は単に保存のために、門人あるいは法学校生徒にさせたのではないだろうか。もし清書されたこの答問録を翻訳したとすれば、誤りの部分を訂正するか、意味不明の箇所は何かを書き加えるかしないと翻訳不能のところもある。またボアソナードの書簡を筆写したものもあり、これなどはオリジナルがあったはずである。以上の点も筆記録が複数であることを裏づけている。

II

この答問録のフランス語には多くの誤りがあることは既に述べた通りであるが、それらの誤りを分類してみると、誤りの原因や筆記者の仏語知識がわかるのではないかという想定のもとに、誤りの性質によっていくつかのタイプに分けてみた。

1. 速記録の文字が不鮮明なため写し誤ったもの

まずボアソナードが話すのを筆記し、それをあらためて清書したのがこの答問録であろうという推定は既に述べた。その速記ノートを清書する際の写し誤りと考えられるものをつぎにあげてみよう。

(1) un と書くべきところを au と書いてある (p. 53 ページ数はすべて法政大学編のボアソナード答問録による)。筆記体の a と u は、急いで走り書きした場合は大変まぎらわしくなり、n と u も同様に見まちがいがいやすくなるので、この種の誤りが起ることは十分考えられる。

(2) vue と書くべきところを vice と書いてあり (p. 52)、これも筆記体の u を少し長く引き延ばして書いてしまうと ic に見えてしまうということは十分起り得る。vue と vice では意味も発音も大変違うので、ボアソナードが vue と言ったのに速記者が vice と書いたとは考えにくい。これはやはり清書した人が速記録を見まちがったと考えるのが妥当であろう。そして清書した人は vice の意味をよく理解していないということも言える。

(3) voirie と書くべきところを voirée と書いてあり (p. 47)、i と é は筆記体においては非常にまぎらわしいので、この種の誤りはしばしば起りがちである。ただし voirée という単語はフランス語にはないので、清書した人は意味がよくわからないまま写していたと思われる。

(4) *puis ont* という意味不明のことが書かれており (p. 84), おそらくこれは *suivant* のまちがいであろう。一単語を二つに分けて書いてある例は答問録にしばしば見られる。そして *suivant* の *s* が速記録では *p* のように書かれてあったので、清書した人は *puis ont* と書いてしまったのかもしれない。しかし *Dans le doute on décidera contre le demandeur, puis ont les principes généraux.* という原文全体から考えても、*puis ont* などということにはなり得ない。清書した人は、文章全体の意味が全然わからずに書いたか、少しおかしいなと思いながらも問いたすことが何かの理由でできずにそのまま書いたか、いろいろな場合が考えられる。ボアソナード自身が *puis ont* などという文法的におかしいことを言うとは考えられない。また聞き取りをした人が *suivant* を *puis ont* と聞いてしまうということも考えられない上に、聞き取りをした人は大変フランス語になった人だから、やはり *puis ont* などという前後の文と合わないことを書くというのもこれまた考えにくいことである。そこで考えられるのは、清書した人は、*puis* という単語と *ont* という単語は知っていた。したがって文章の意味が全然わからずに筆写したということではない。ただこれをおかしいと思わなかったか、あるいはおかしいと思ったけれども何しろ聞き取りをした人は洋行帰りの偉い先生であり、忙しい人でもあって、問いたすことができなかったのではないだろうか。

2. R を聞き落としたと思われる誤り

R の発音は日本人にとって苦手であり、また聞き取る際にもフランス語の R はかすれた音で聞き取りにくいことがある。つぎにあげる例は聞き取る人が R を聞き落としたと思われる誤りである。

(1) *meurt* の *r* を落として *meut* と書いてある (31ページ, 75ページ)。これはただ単に清書の際に *r* を書き落としたと考えられなくもないけれども、うっかりミスをしたというには、この章は再読されており、しかも同じ誤りが他の箇所にもあるので、はじめから速記録に *meut* と書かれてあったのではないかと思われる。しかし確実にそうだという証拠はない。

(2) *pourvoir* の *r* が落ちている (p. 51)。*pouvoir* と *pourvoir* は大変聞きまちがいがやすい。上告する *se pourvoir en cassation* という法律用語を知らなければ、*pouvoir* と筆記してしまう可能性は十分ある。したがって単に清書の際に *r* を書き落としたと考えるよりも、聞き取りの際に *pouvoir* と聞き取ってしまっ

たと考える方が有力なのではないだろうか。さらに、原文では *celui-ci peut se pouvoir en cassation* となっており、*pouvoir* が二つ重なることになるので、清書する際に再読すれば、もし速記録の方に *pourvoir* と書いてあれば *pouvoir* と書いたりしないのではないかという推察も成り立つので、これを聞き取りの誤りとした。

3. 法律用語の誤り

答問録には当然のことながら多くの法律用語が使われている。一方当時は未だ法律が制定されていない状態であったので、答問録の法律用語に対する訳語もなく、また辞書も村上英俊の仏語明要、あるいは好樹堂訳の仏和辞典があるくらいで、それらの辞書ではとても法律用語など調べることは出来ず、したがって答問録の筆記者もわからない法律用語は適当に綴りをつけて筆記している。そしてボアソナードはそれを直したりはしていない。ただし大半の法律用語は正しく書かれており、やはり聞き取りをした人はフランスで法学の講義を聞いた人であろうと推測される。

(1) *infraction* と書くべきところに余計な *o* を加えて *inforaction* と筆記されている (p. 30)。清書をした人がうっかり余計な *o* を書き加えてしまったと考えることも出来ないことはないけれども、同時に聞き取りをした人が *inforaction* と聞いたとも考えられる。

(2) *Marsangy* 判事を *mensonge* 判事と誤記してあることは既に述べたが、これは明らかに聞き取りをした人の誤りである。聞き取りをした人は法律用語にもなれた人ではあったけれども、この判事の名前までは知る由もなく、急いでこのように書いてしまったのであろう。この固有名詞は法律用語ではないけれども、ボアソナードがこれを判例としてあげた前後の文脈から考えて法律用語の中に入れた。

4. 聞き取りの誤り

ボアソナードが話すのを筆記した人はフランス語を聞くのになれた人ではあるけれども、やはり思い違いやうっかりミスはまぬがれず、清書をした人が原因ではないと思われる誤りが見られる（この項目と法律用語の誤りとは重複するものもある。）

(1) *majstère* という語が書かれているのであるが (p. 32)、このような単語は

フランス語にはなく、前後の文章から考えて *majesté* ではないかと思われる。清書した人が書きまちがってこのように書いたというのは少し無理があり、やはり聞き取りをした人がこのように書いたのだろう。

(2) *Il arrive* と書くべきところを *J'arrive* と書いてある (p. 31)。清書した人が書きまちがったと考えることも可能ではあるけれども、*Il* と *J'* とでは見た目にはかなりの違いがあり、読み返した際に気づくと思われるので、聞き取りをした人が *J'arrive* と書いた可能性の方が大きい。

(3) 証拠物件 *pièce à conviction* を *pieds à conviction* と筆記してある (p. 28)。これは一見 *pieds à conviction* という熟語がありそうに思えるのでこう書いたのではないかと想像される。あるいは清書をした人が *ce* を *d* と見誤ったのかもしれないが、前者の方が可能性は強い。

5. 一単語を二単語に

本来一単語であるべきものを二単語に分けて書いてある場合がいくつか見られる。またその逆に二単語を一単語として書いたものもある。

(1) *valoir* を二つに分けて、*va loin* と筆記されている (p. 16)。このままではこの文章は意味をなさないの、おそらく聞き取りをした人は *va loir* とは思っておらず、*va loir* と書いたのだが、清書をした人が *loir* を *loin* と書いたのではないかと想像される。*loir* というのはあまり見なれない単語であり、*loin* はよく知られているので、*va loin* だと思い込んでしまったのではないだろうか。

(2) *devoir* を二つに分けて *de voir* と書いてある (p. 21)。一単語を二つに分けて書くのはこの筆記者のくせとも考えられる。しかし他の場所では *devoir* と正しく書いてあるので、この場合だけついうっかりくせが出てしまったのかもしれない。このくせは、聞き取りをした人のものか、清書をした人のものか、というところと前者のものとする方が考えやすい。聞き取りをした人は急いで走り書きをしており、一単語を二つに分けて書いてしまっても直すいとまがなかったにちがいない。清書した人は字体から見ても一字ずつ丹念に書いたと見られ、清書した文と原文を見直さないですましたとは考えられない。見直していれば、原文で一単語になっているものをわざわざ二つに分けて書くというのはあまり起り得ないことではないだろうか。さらに清書しながら文章の意味を考えるだろうし、そうすれば *voir* の意味からしてこの文章は理解しにくいものであり、原文をもう一度見直すのではないだろうか。そして原文に *devoir* と書いてあればそれをわざ

わざ二つに分けて書くとは考えられない。したがってやはり原文に *de voir* と書いてあったのだろう。 *devoir* という単語は答問録に何度も出ており、清書した人もこの単語を知っていただろうが、この文章においては *de voir* と書いてあるので、他に何か意味があるだろうと思ってそのまま書いたのだろう。しかしこれも絶対にそうだと言うことは出来ない。書きまちがいとというのは、何故こんなことを書いてしまったのかわからないというようなことがよくあるからである。

(3) 前項と全く同じ性質の誤りである。 *entier* を *en tier* との二つに分けて書いてある (p. 84)。

6. 動詞の不定法の誤り

動詞の不定法の語尾 *r* を *s* と誤記したものがいくつか見られる。これはおそらく速記録の *r* が不鮮明であったために、清書した人が見まちがえたのだろう。しかし原文の意味を考えれば *r* でなければ解釈できず、何故この誤りがこのまま放置されたのかよくわからない。ほとんどの動詞の原形は正しく書かれており、動詞の不定法の文法的機能や位置を筆記者は知らなかったとは言えない。

(1) . . . , *avant d'avoir trouvé un moyen supérieur pour le remplaces.*
(p. 25)

remplaces がこの場所にあるのは文法的におかしい。筆記者が見直して語尾が *s* になっていることに気がつけば、その前についている *le* との関係もおかしいことに気づくと思われるのだが、*s* を見落としたか、あるいは気づいたけれども何か意味があるだろうとそのままにしたか、今となっては知る手だてはない。ただ動詞の活用表などをすぐに調べるといようなことが出来なかった時代のことであり、文法書なども完備しておらず、この文章が文法的におかしいことに気づくかどうかは疑問である。

(2) . . . *sans pretés serment . . .* (p. 27)

宣誓をせずという意味であるから、*sans prêter serment* となるべきであろう。*prêter* の語尾の *r* を *s* と見誤ったとしても、*e* にアクセントがついているところが問題である。これは聞き取った人が *pretés* と書いた可能性が強い。

(3) *Si la conviction n'est pas entière, ce n'est pas le cas d'abaisses la peine, c'est le cas d'acquitter.* (p. 29)

d'abaisses は *d'abaissier* であろう。

(4) *On a craint que la justice civile, si elle avait à juges les contestations*

nées au sujet des actes administratifs, ne s'arrangeât un droit de contrôle et de réformation de ces mêmes actes, . . . (p. 49)

juges は juger であろう。

7. 余計な語が書かれている場合

文章全体から見て不要な語が入っていることがある。それも文法的におかしいのである。

(1) *Memoir sur la juridiction administrative de sur les conflits.* (p. 46)

この *de* は不要である。何故ここに *de* が入ったかについては、ひとつ考えられることがある。それはフランス人が考えながら言葉をのぼして話すときに *de* をのぼすくせがあることである。ボアソナードも *administrative* まで言ったあと *de* と言い、考えて *sur* と言い直したのかもしれない。それを聞き取る人は正直にそのまま書いてしまったのかもしれない。

(2) *Suivant l'invitation qui m'est fait faite,* . . . (p. 46)

この *fait* は不要であり、これもボアソナードに起因するのではないかと思われる。すなわちボアソナードは *fait* と一度言ったのち、*faite* と言い直し、聞き取る人がそのまま重ねて書いたのではないか。もしそうだとすると筆記者はあまりに忠実すぎる上に、重複させるとおかしな文章になることに気づかないというのも、いささか解せないところであり、疑問は残る。単に清書のときに一語余計に書いてしまったとも言える。

(3) "*Un temps voisin du délit*" est une expression trop élastique, lorsqu'il s'agit de déterminer une situation où les règles ordinaires de procédure criminelle sont être profondément modifiées. (p. 18)

この *être* は不要であり、これも *sont être* と重複していると言える。これは清書した人が *être* を余計に書いてしまったとは言えないだろう。とするとボアソナードか、聞き取りをした人か、いずれかがここに *être* を入れたことになる。

8. R と L の誤り

日本人は R と L を大変混同しやすい。とくに明治初期の人々にとっては、R と L はわかりにくいものであっただろう。この答問録にもその混同が見られる。

(1) *déclare* の l と r が逆になって *décracle* となっている (p. 13)。デクレールと日本式発音をしているとどちらが l でどちらが r かわからなくなるので、こ

の種の誤りは起りやすい。

(2) *auditière* の *l* が *r* になっている (p. 29)。 *l* と *r* は清書する際にも書きまちがいやすいので、聞き取りをした人と清書した人のどちらがまちがったかはわからない。

(3) *cérémonie* の *r* が *l* になっている (p. 63)。

(4) *rompre* の後の *r* が *l* になっている (p. 83)。

9. *m* と *n* を余計に重ねる

筆記者は *m* がひとつでよいところを二つ重ねて書くくせがある。例えば *fondamentale* を *fondammentale* と書いている (p. 55)。 *n* についても同様に、 *international* を *internnational* と書いてある (p. 47)。

以上とくに目につく誤りについて述べた。その他のちょっとした綴り字の誤りは枚挙のいとまがなく、いちいち言及しなかったが、それらも分類してみると何かの発見があるかもしれない。

ちょっとした誤りも、何が原因で誤まったかを考えてみれば、聞き取りをした人の誤りか、清書をした人の誤りか、というようなことがわかり、またボアソナードの話し方までがおぼろげながら想像でき、思わぬところから当時の様子を物語るものが出て来たりするものである。

聞き取りをした人と清書をした人が別人であるとする考え方も、最初答問録を見たときには思いつくはずもなく、だんだん検討を重ねるうちに、答問録が一人の人間によって書かれたと考えるには納得しかねるところがあることに気づき、筆記の方法を検討したところ、このような推定が出て来たのである。

聞き取りをした人は確かにフランス語のよくできる人であり、法律用語にも通じた人ではあるけれども、意外に初歩的な誤りもおかすということもわかった。これは明治の実学の特徴と考えられる。すなわち法律に関する知識をだいたいつかんでいれば、こまかい綴りの誤りなどは意に介さないということである。さらにわれわれが初歩的と考えるのは、初級文法の知識に照らしてそう考えるのであるが、明治初期の留学生にとっては、現在あるような初級文法の本がないのであるから初級も中級もなく、われわれが初歩的と考えることが意外に後まわしになっていたのかもしれない。

註

- 1) ボアソナード答問録（法政大学編） P. 62
- 2) 同書 P. 43
- 3) 大久保泰甫著「日本近代法の父 ボワソナード」（岩波新書） P. 97
- 4) ボアソナード答問録（法政大学編） P. 22
- 5) 同書 P. 23
- 6) 同書 P. 52
- 7) 同書 P. 53
- 8) 同書 P. 76
- 9) 同書 P. 76
- 10) 同書 P. 79
- 11) 同書 P. 79
- 12) 同書 P. 53
- 13) 大久保泰甫著「日本近代法の父 ボワソナード」（岩波新書） P. 113
- 14) 同書 P. 137
- 15) 木野主計氏の論文「法政大学編ボアソナード答問録について」政治経済史学
第150号
- 16) 同書 P. 56
- 17) 同書 P. 54